

# 固定資産税について

## 固定資産税とは

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

## 課税の対象となる資産

宜野座村内に存在する土地・家屋・償却資産が対象となります。

土地	田, 畑, 宅地, 山林, 雑種地等の土地
家屋	住宅, 店舗, 事務所, 工場等の建物 (注釈)物置や車庫も含まれます。
償却資産	社や個人で工場や商店などを経営している方が, その事業のために用いることができる 機械・器具・備品等

## 税額

土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計 × 税率(1.4%)

## 免税点

同一人が所有する固定資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	家屋	償却資産
30万円	20万円	150万円

## 所有者がお亡くなりになられた場合（現所有者申告）

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、相続人などの新たな所有者（現所有者）となった方は、ご自身が現所有者であることを申告する必要があります。この制度は、令和3年4月から始まりました。

不動産登記簿のご名義が変更されるまでは、申告に基づき、現所有者の方に固定資産税を課税します。

なお、この手続きは納税等に関するもので、固定資産の所有の名義を変える手続きではありません。相続登記などについては、法務局へご相談ください。

**\* 申告対象者 \*** 宜野座村内の土地・家屋の所有者が亡くなられたことにより、現所有者となった方。

※現所有者とは?!

⇒ 法定相続人(亡くなった方の配偶者、子など)や遺産分割・遺言などにより所有することになった方

※相続登記などにより、不動産登記簿のご名義を変更された場合、申告の必要はありません。

**\* 申告方法 \*** 宜野座村現所有者申告書を、3か月以内に宜野座村役場村民生活課へご提出ください。

**\* 申告の際の留意点 \*** 申告義務は、現所有者全員にありますが、代表者が複数の現所有者をまとめて申告することもできます。この場合、記載されたその他現所有者の方が別途申告する必要はありません。

また、口座振替をご利用されていた納税義務者の方が亡くなられた場合は、口座振替ができなくなることがありますので、新たに口座振替の手続きをお願いします。

## 共有名義の場合

---

固定資産を2人以上の共有名義で所有されている場合、共有者全員が連帯納税義務者となります。

納税通知書は、共有者全員に送付しておりますが、納付書は代表者の方のみに送付しております。

代表者は、おおむね次の順序で決めさせていただいており、原則として「A 外〇名 (B,C) 様」と表示しています。(この場合、代表者は A さんです)

- (1) 持ち分が多い方
- (2) 村内に住所がある方
- (3) 登記の記載順

なお、共有の代表者を変更したい場合は、固定資産税共有代表者変更届を提出してください。

また、共有者に住所(氏名)変更があった場合は、固定資産税共有者住所(氏名)変更届を提出してください。

※ 代表者が住所変更した場合は、固定資産税所有者住所(氏名)変更届の提出が必要となります。

## 納税管理人を指定する場合

---

宜野座村に納税義務があり、村外に居住している方で納税に不便のある方は、村内にお住いの方(親族関係は問いません)を納税管理人に指定していただくことができます。

納税管理人は、所有者から納税に関する手続きを委任された方となりますので、証明発行や閲覧等の手続きを行うことができます。

また、納税通知書等も納税管理人に送付させていただきます。

納税管理人を指定する場合は、納税管理人申告書(固定資産税)を提出してください。

※所有者が海外へ転出される場合は、転出前に必ず納税管理人を指定してください。

※納税管理人の指定を解除したい場合は、納税管理人解除届(固定資産税)を提出してください。

## 相続・売買等により所有者を変更した場合

---

年の途中で土地・家屋の相続・売買等があった場合でも、賦課期日(1月1日)現在の所有者が、その年の納税義務者となります。

なお、売買契約書等にて、旧所有者と新所有者の間で所有期間により税額を按分負担することがありますが、これはあくまで当事者間での約束事にとどまります。本村にて税額を按分する等の措置はとっておりません。

### ア 所有者(名義)の変更方法

土地及び家屋(登記建物)の所有者(名義)を変更する場合は、法務局へお問い合わせください。

### イ 未登記家屋の所有者(名義)の変更方法

登記されていない家屋の所有者(名義)を変更する場合は、村民生活課での手続きとなります。

未登記家屋所有者変更届及び添付書類(届出用紙に記載)をご提出ください。

届出のあった年の翌年度から新所有者から新所有者に対し、固定資産税が課税されます。

## 所有者の住所(氏名)に変更があった場合について

---

村外在住の所有者が住所や氏名を変更した場合は、固定資産税所有者住所(氏名)変更届の提出が必要です。

※電話連絡等のみでの住所変更等は、原則受け付けておりません。必ず、住所変更届の提出をお願いします。

## 送付先を設定する場合

---

住民登録されている住所地以外に納税通知書等の送付を希望される場合には、送付先を設定することができます。

下記の書類を提出してください。

- ア 新しく送付先を設定する場合 ⇒ 固定資産税送付先届
- イ すでに設定している送付先を変更する場合 ⇒ 固定資産税送付先変更届
- ウ 送付先の設定を解除する場合 ⇒ 固定資産税送付先解除届

入院等により、所有者宅に通知書が届かない場合は、所有者以外の方を送付先に設定することができます。（手続きを上記と同様です）

なお、送付先として設定された方は、納税管理人と異なり、所有者から納税に関する手続きを委任された方ではありませんので、証明書発行や閲覧等の手続きには委任状が必要となります。

また、所有者に現所有者・納税管理人がいる場合、納税通知書等の送付はそちらが優先されます。